

重要なお知らせ

漁業の操業や船舶航行に支障があるため、
長間礁、小呂島、灯台瀬、
烏帽子・地の瀬において、
浮きを使用した釣りは
7月1日から禁止になります！

漁業法に基づく筑前海区漁業調整委員会指示第186号

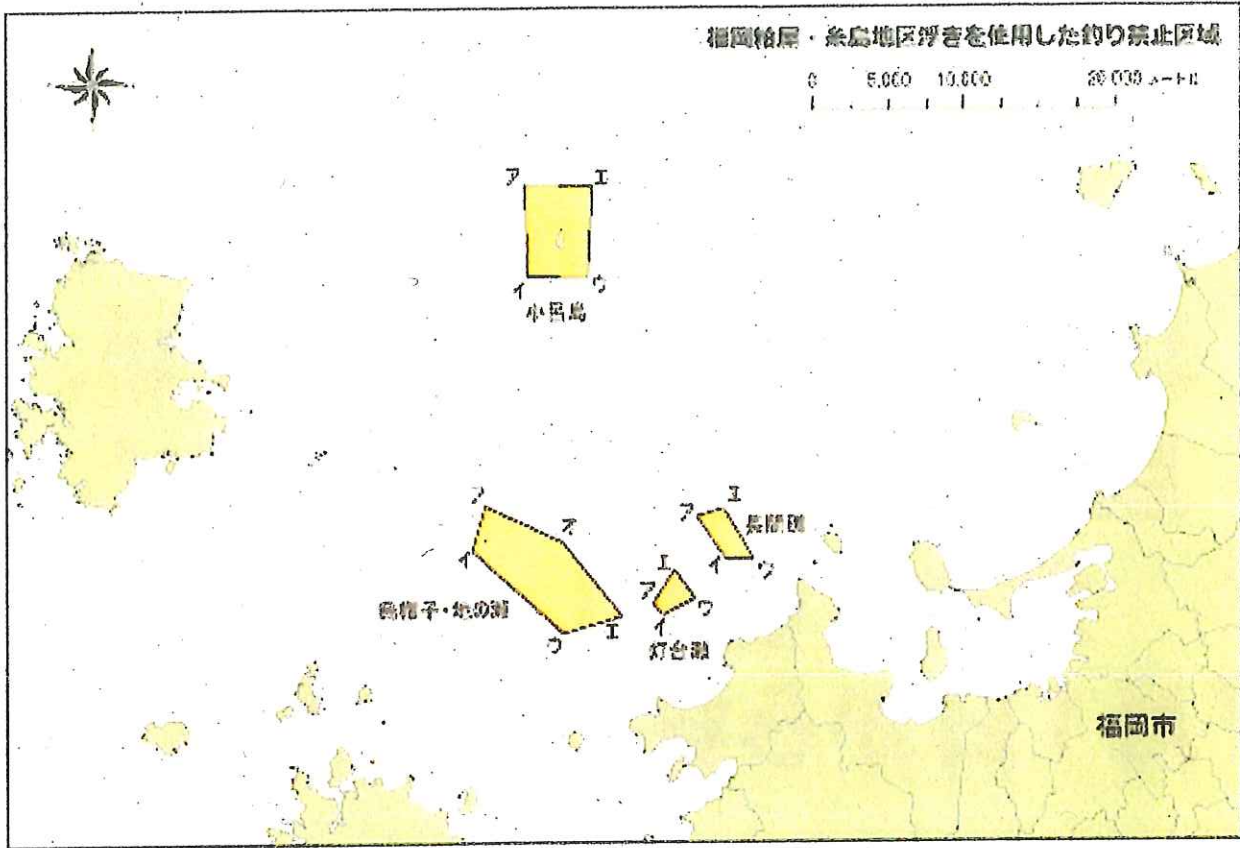
- ・指示の内容 浮きを使用した釣りを行ってはならない。
ただし、いそ釣りは除く。
- ・適用海域 裏面参照(区域図・緯度経度)
- ・有効期間 令和元年7月1日～令和2年3月31日

詳細は、福岡県のホームページに記載されています。

違反した場合は罰則が適用されることがあります。

お問い合わせ先：福岡県農林水産部水産局漁業管理課 漁業調整係
TEL 092-643-3556

関係漁協：福岡市漁業協同組合、糸島漁業協同組合



		世界測地系				日本測地系			
		北緯		東経		北緯		東経	
長間礁	ア	33度	42.285分	130度	8.138分	33度	42.089分	130度	8.277分
	イ	33度	40.800分	130度	9.366分	33度	40.603分	130度	9.505分
	ウ	33度	40.764分	130度	10.571分	33度	40.567分	130度	10.710分
	エ	33度	42.556分	130度	9.268分	33度	42.360分	130度	9.407分
小呂島	ア	33度	54.046分	130度	0.587分	33度	53.851分	130度	0.725分
	イ	33度	50.778分	130度	0.732分	33度	50.583分	130度	0.870分
	ウ	33度	50.753分	130度	3.366分	33度	50.558分	130度	3.505分
	エ	33度	54.018分	130度	3.512分	33度	53.823分	130度	3.651分
灯台瀬	ア	33度	39.159分	130度	6.264分	33度	38.962分	130度	6.402分
	イ	33度	38.778分	130度	6.287分	33度	38.581分	130度	6.825分
	ウ	33度	39.350分	130度	8.062分	33度	39.153分	130度	8.201分
	エ	33度	40.358分	130度	7.159分	33度	40.162分	130度	7.298分
烏帽子地の瀬	ア	33度	42.614分	129度	58.975分	33度	42.418分	129度	59.113分
	イ	33度	41.001分	129度	58.410分	33度	40.805分	129度	58.548分
	ウ	33度	38.092分	130度	2.417分	33度	37.895分	130度	2.555分
	エ	33度	38.699分	130度	4.955分	33度	38.502分	130度	5.093分
	オ	33度	41.323分	130度	2.344分	33度	41.127分	130度	2.482分

福岡粕屋地区及び糸島地区における

浮きを使用した釣りの制限について（概要）

当該地区沖の長間礁、小呂島、灯台瀬及び烏帽子島・地の瀬周辺海域は、漁業権漁業、許可漁業及び一本釣り漁業が行われ、漁業者にとって重要な漁場となっています。

また、遊漁船やプレジャーボートによる遊漁（遊漁者の釣り）も頻繁に行われていますが、船上から道糸を100～300mも繰り出し大型の浮きを広範囲に流すことがあります。この場合、広範囲に水面下を道糸が伸張していることから、漁業者にとって漁場の占有や航行の障害の点で多大な影響を受けており、漁業の操業に支障を来しています。このため、平成26年に漁業者から禁止の陳情がありました。

その後、同27年から29年にかけて漁業者が実態調査を行い、また、浮きを使用した釣り自粛への協力に関するパンフレットを現場海域やマリナーで配布してきました。

しかしながら、依然として浮きを使用した釣りは頻繁に行われ、漁業者の操業に支障を来しています。このため、漁場占有や船舶航行への影響を軽減すること及び漁業と遊漁の調和を目的に、漁業法第67条に基づく漁業調整委員会指示により、長間礁、小呂島、灯台瀬及び烏帽子島・地の瀬周辺海域において、浮きを使用した釣りを漁業者はもとより遊漁者も禁止することとします。

なお、島しょや岩礁に上陸して浮きを使用して行う「いそ釣り」は禁止の対象から除き、船上から浮きを使用しない釣り（ズボ釣り、鯛ラバ、ジギング、落とし込み釣り等）は、引き続き可能としています。

筑前海区漁業調整委員会指示第186号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、筑前海区における浮きを使用した釣りの制限について、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために該当漁法により操業する場合は、この限りではない。

平成31年3月29日

筑前海区漁業調整委員会会長 本田 清一郎

1 浮きを使用した釣りの禁止

次の(1)～(4)の区域において、浮きを使用した釣りを行ってはならない。ただし、いそ釣りは除く。

(1) 長間礁（筑共第5号共同漁業権漁場）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

- ア 北緯33度42.285分、東経130度 8.138分
- イ 北緯33度40.800分、東経130度 9.366分
- ウ 北緯33度40.764分、東経130度10.571分
- エ 北緯33度42.556分、東経130度 9.268分

（日本測地系）

- ア 北緯33度42.089分、東経130度 8.277分
- イ 北緯33度40.603分、東経130度 9.505分
- ウ 北緯33度40.567分、東経130度10.710分
- エ 北緯33度42.360分、東経130度 9.407分

(2) 小呂島（筑共第7号共同漁業権漁場）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

- ア 北緯33度54.046分、東経130度 0.587分
- イ 北緯33度50.778分、東経130度 0.732分
- ウ 北緯33度50.753分、東経130度 3.366分
- エ 北緯33度54.018分、東経130度 3.512分

（日本測地系）

- ア 北緯33度53.851分、東経130度 0.725分
- イ 北緯33度50.583分、東経130度 0.870分
- ウ 北緯33度50.558分、東経130度 3.505分
- エ 北緯33度53.823分、東経130度 3.651分

(3) 灯台瀬（筑共第4号共同漁業権漁場）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

- ア 北緯33度39.159分、東経130度 6.264分
- イ 北緯33度38.778分、東経130度 6.287分

ウ 北緯33度39.350分、東経130度 8.062分

エ 北緯33度40.358分、東経130度 7.159分

(日本測地系)

ア 北緯33度38.962分、東経130度 6.402分

イ 北緯33度38.581分、東経130度 6.825分

ウ 北緯33度39.153分、東経130度 8.201分

エ 北緯33度40.162分、東経130度 7.298分

(4) 烏帽子・地の瀬 (筑共第2号共同漁業権漁場ほか)

次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯33度42.614分、東経129度58.975分

イ 北緯33度41.001分、東経129度58.410分

ウ 北緯33度38.092分、東経130度 2.417分

エ 北緯33度38.699分、東経130度 4.955分

オ 北緯33度41.323分、東経130度 2.344分

(日本測地系)

ア 北緯33度42.418分、東経129度59.113分

イ 北緯33度40.805分、東経129度58.548分

ウ 北緯33度37.895分、東経130度 2.555分

エ 北緯33度38.502分、東経130度 5.093分

オ 北緯33度41.127分、東経130度 2.482分

2 指示の有効期間

平成31(2019)年7月1日から平成32(2020)年3月31日まで